

京都府景観資産登録制度の概要

－ 条例第12条・第13条、規則第2条・第3条関連－

1 制度の目的

- 地域の良い景観に関する資源の発見、共有、発信と地域力の再生
- 良い景観形成に向けた地域の活動支援と顕彰

2 制度の概要

(1) 適用地域

適用地域	府域全域（ただし、類似制度を有する京都市を除く）
------	--------------------------

(2) 登録対象・基準等

登録対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良い景観を形成している、又は、形成していくと認められる建造物、樹木その他の物件又はこれらを含む区域 <p>対象イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物・工作物等の単体施設 ② まちなみ、集落、田園等の面的対象 ③ 眺望景観（特定の視点場からのパノラマ景観）
登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然、歴史、文化等からみて景観上の特徴を有し、地域の良い景観の形成に重要なもの ② 道路等の公共の場所から容易に眺めることができるもの
規制事項	現状改変等についての条例上の規制事項はなし

(3) 登録手続

登録権者	京都府知事
提案者	<ul style="list-style-type: none"> ① 京都府（自ら提案） ② 市町村 ③ 建造物等の所有者 ④ まちづくり団体（NPO法人、自治会等まちづくりに関連する協議会等の組織）
意見聴取手続	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村の意見聴取（市町村提案の場合を除く） ② 京都府景観審議会の意見聴取
必要図書	<ul style="list-style-type: none"> ① 提案書（提案者、資産の名称、提案理由等を記載）、写真等 ② 保存活用計画書 <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置及び範囲 2 自然、歴史、文化等からみた特性に関する事項 3 建造物等又は建造物等を含む区域についての保存、育成及び創造に関する方針 4 活用に関する方針 5 その他必要な事項

3 支援策等

登録前	府景観施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観アドバイザーの優先派遣 ・ 保存活用計画書の作成時及び登録後の保全活動に関する取組についての助言及び支援
登録後		<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観資産に係る情報発信、共有 ・ ホームページへの掲載、一定数集積した段階で冊子作成、景観資産をテーマとするシンポジウムでの紹介やパネリストでの参加等
	関連施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府・市町村の関連施策の活用 ・ まちづくり交付金（国）、市町村未来づくり交付金（府）の活用 ・ 市町村広報誌等でのPR並びに農林、観光及び文化財等の関連制度の活用等

景観資産のイメージの一例



交流による農山漁村の活性化の取組みを通じて集落、田園景観を保全。



地域の団体が中心となり、植栽の管理やイベントを実施。積極的にPRしていきたい。



歴史的資産の保存活用を通じた地域振興とアイデンティティーの確立。



道路、河川、公園等の美化・清掃活動。良好な景観形成に一役買っています。



地域の歴史・文化的建築物が映し出すシンボル景観。施設の活用を通じた保存に取組み。



現在の景観は良くないが、まちなみ景観の再生に向け、地元協議会で取組。



市町村の景観100選を府レベルでも位置づけ。



景観を楽しめる観光スポットとしてPR。



産業振興と景観との両立。



イベントと一体となったハシの風物詩を情報発信。



隠れた景観資源の発掘と発信。



住民活動と一体となった景観関連の市町村の取組を発信。



地域の景観形成を先導する京都府や市町村等の公共施設整備

注) 写真とコメントは実際の事業や活動目的とは必ずしも一致しません。